震災復興検討会議 東部地域検討ワーキンググループ 議論の概要

「新産業地区」

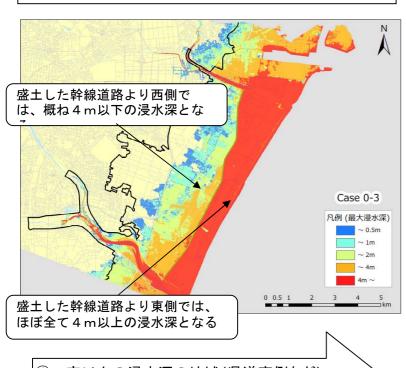
県道塩釜亘理線 [盛土構造]

を設定

I.東部地域における減災、「防災危険区域」設定、土地利用についての仙台市の考え方

- ①津波シミュレーションは県道塩釜亘理線を6mにかさ上げし、防潮堤(T.P.+6.2m、T.P.+4.4m)を |整備し、レベル2(3.11発災時と同等規模)の津波を想定したものであるが、現時点では精度が十 分ではない。
- ②津波シミュレーションに基づき、一定以上の浸水深の地区を、現行制度(建築基準法39条)に より「災害危険区域」(新規住宅建築の禁止地区)とする。
- ③浸水深が一定以下となる地域(県道西側など)を「農業再生地区」とする一方で、「災害危険区 |域」内に「新産業地区」を設ける。

レベル2:潮位:T.P.+0.76m 海岸堤防:①T.P.+6.2m② T.P.+4.4m 幹線道路:塩釜亘理線現位置で盛土高さ6m



農業再生地区 「災害危険区域」の検討 新規住宅は建築禁止

仙台東部道路

東部地域の土地利用イメージ図

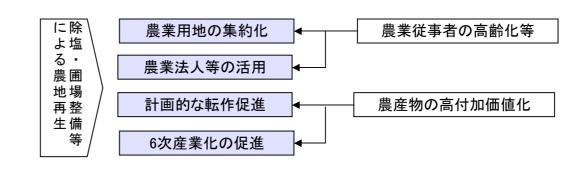
- (1)一定以上の浸水深の地域(県道東側など) →「災害危険区域」
- ②県道より西側の地域など→「農業再生地区」

仙台市の考え方に対するWGとしての意見・検討結果

- ①津波に対する「減災」についての議論が十分なされていない。多重防御の基本的考え方とその効果(定量的 評価)について更に検討が必要。
- ②防潮堤整備における仙台市(レベル2対応)と県、国(レベル1対応)の役割の明示が必要。
- ③「災害危険区域」内における農地利用としての可否、海岸公園の整備などについての検討も必要である。
- ④「新産業地区」は対象となる産業を限定していないので、「周辺環境に調和した産業地区」と表記にすべき。
- ⑤海岸からの避難道路、避難施設の整備についても盛り込むべき。

Ⅱ「農業再生地区」についての仙台市の考え方

- ①除塩、圃場作業の実施による農地の再生を図る。
- ②水田以外の畑作、水耕栽培、花弁、市民農園、観光農園など、計画的な転 作を促進し多様な農業を展開する。
- ③6次産業化を促進し農産物の高付加価値化を図る。
- ④農業用地の集約化、農業法人の活用により農業従事者高齢化に対応する。



仙台市の考え方に対するWGとしての意見・検討結果

- ①農地再生の方向性として上記の項目を市が主体的に実施するのは困難であり、支援 にとどまる。市が実施するのは、除塩と圃場整備ではないか。
- ②事業の役割分担を明確化すべきである。市が実施するものと、農家、JA、土地改良区 と協力して行う事業がある。
- ③「有機農業などの安全・安心な農業」「市民が訪れて見て楽しむことができる農地・農 業」「大都市仙台の近郊農業としての新たな農業の提案」といった農業再生の方向性を 提案したい。
- ④農業と観光を組み合わせる6次産業化という方向もある。安全・安心な農業が集客性 につながる。
- ⑤農業再生地区についても災害危険度に配慮した取り組みを実施すべきである。

- ①県道塩釜亘理線のかさ上げ高、ルート変更による効果と影響について
- ②減災効果の定量的評価等の検討
- ③東部地域の再生に向けた具体的事業
- ④国・県の動向、隣接市との調整を踏まえた仙台市の事業
- ⑤市民向け説明における市民の意見などを十分に踏まえること

Ⅲ.WGにおける今後の課題